# 令和３年度
# 全国安全週間説明会
# 〔資　料〕

第９４回　全国安全週間スローガン

**持続可能な安全管理**

**未来へつなぐ安全職場**

**佐　賀　労　働　局**

佐賀労働基準監督署

唐津労働基準監督署

武雄労働基準監督署

伊万里労働基準監督署

# 資 料 目 次


(ページ)

1　令和３年度 全国安全週間実施要綱（抜粋） …… 1

2　佐賀県における労働災害の推移 …… 3

3　佐賀県における労働災害発生状況（令和２年）…… 4

4　佐賀県における死亡労働災害の概要 …… 4

5　労働災害防止のために 「安全衛生自主点検表」 …… 5

6　年間安全衛生計画（参考例） …… 6

7　事業場の安全衛生管理体制等 …… 7

8　STOP！転倒災害プロジェクト「転倒災害防止のために足元をチェックしましょう」 10

9　リスクアセスメントのあらまし …… 11

10　職場の安全衛生教育を計画的に実施しよう …… 13

11　外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします … 14

12　高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要…… 15

13　ストップ・ザ・交通労働災害！ …… 16

14　STOP！熱中症　クールワークキャンペーン …… 17

15　労働基準監督署への報告書類（安全衛生関係）の作成支援…… 19

16　令和３年度 技能講習・安全衛生教育等実施計画表 …… 20

# 令和３年度全国安全週間実施要綱（抜粋）

## １　趣 旨

全国安全週間は、昭和３年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で９４回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和２年の労働災害による死亡者数は３年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業４日以上の労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成１４年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和３年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場**

## ２　期 間

７月１日から７月７日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、６月１日から６月３０日までを準備期間とする。

## ３　実施者

各事業場

## ４　実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「３つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

（１）全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

②安全パトロールによる職場の総点検の実施

③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ

⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

（２）継続的に実施する事項

①　安全衛生活動の推進

ア　安全衛生管理体制の確立

（ア）年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

（イ）経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

（ウ）安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

（エ）労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるＰＤＣＡサイクルの確立

イ　安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

（ア）経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

（イ）就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

（ウ）災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

（エ）労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ　自主的な安全衛生活動の促進

（ア）発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

（イ）職場巡視、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ　リスクアセスメントの実施
（ア）リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
（イ）ＳＤＳ（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ　その他の取組
（ア）安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
（イ）外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
（ウ）策定予定の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア　小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
（ア）全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
（イ）経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
（ウ）職場点検、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
（エ）安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ　陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
（ア）荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
（イ）積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
（ウ）歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
（エ）トラックの逸走防止措置の実施
（オ）トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

ウ　建設業における労働災害防止対策
（ア）一般的事項
a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
（イ）自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策
a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

エ　製造業における労働災害防止対策
（ア）機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
（イ）機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
（ウ）作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
（エ）高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
（オ）製造業安全対策官民協議会で開発された 、多くの事業場で適応できる「リスクアセメントの共通化手法」の活用等による 、自主的なリスクアセメントの実施

オ　林業の労働災害防止対策
（ア）チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
（イ）木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア　高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
イ　転倒災害防止対策（ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト）
ウ　交通労働災害防止対策
エ　熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症　クールワークキャンペーン）

**※詳細は厚生労働省のホームページでご確認ください。**
**（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17450.html）**

令和２年の県内の休業４日以上の死傷者数は１，２８８人と前年（令和元年）に比べ１０６人増加（＋９．０％）となっている。
また、死亡者数は１３人と前年に比べ１０人増加となっている。

# 佐賀県における労働災害の推移

## 業種別死傷者数

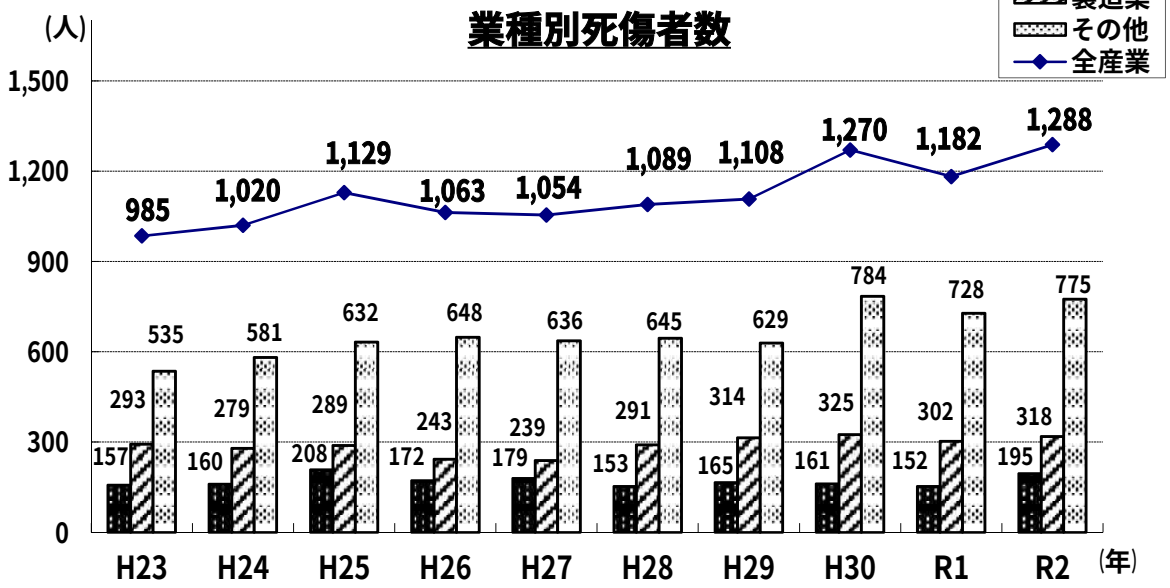


## 業種別死亡者数

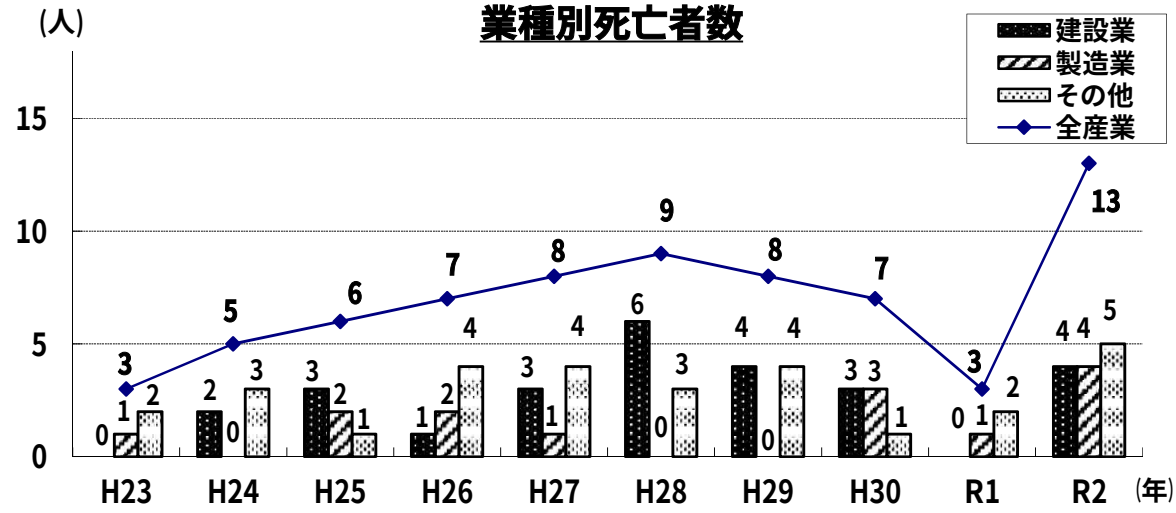


## 年齢別労働災害件数の推移

(H23－R2)

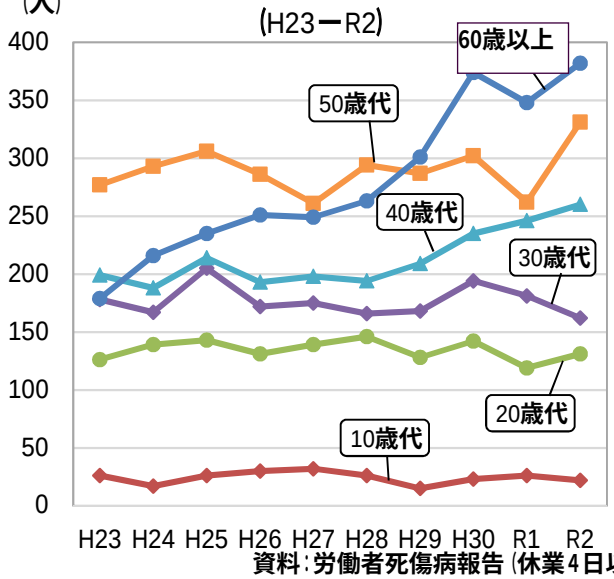


資料：労働者死傷病報告（休業４日以上）

## 令和２年労働災害事故の型別割合（全産業）

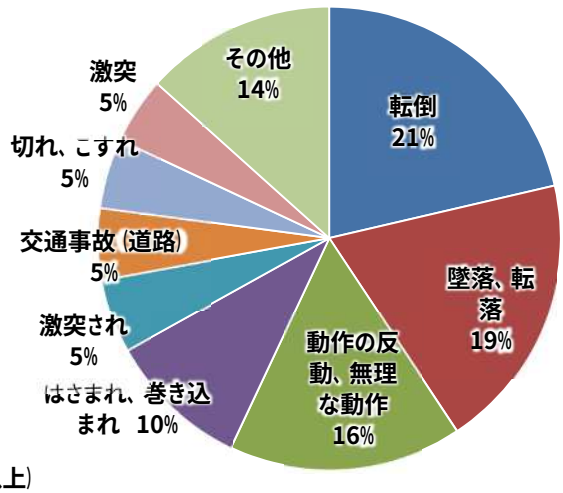

## 署別・業種別労働災害発生状況（令和２年）

（単位：人）　佐賀労働局

| 業種＼署 | 佐賀 死傷者 | 佐賀 死亡者 | 唐津 死傷者 | 唐津 死亡者 | 武雄 死傷者 | 武雄 死亡者 | 伊万里 死傷者 | 伊万里 死亡者 | 合計 死傷者 | 合計 死亡者 | 前年同期 死傷者 | 前年同期 死亡者 | 増減数（死傷者） | 増減率（死傷者） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 製造業 | 193 | 2 | 32 | | 50 | | 43 | 2 | 318 | 4 | 302 | 1 | 16 | 5.3% |
| 鉱業 | | | 2 | | | | | | 2 | | 2 | | 0 | - |
| 建設業 | 119 | 2 | 24 | 1 | 32 | 1 | 20 | | 195 | 4 | 152 | | 43 | 28.3% |
| 運送業 | 143 | 1 | 15 | | 17 | 1 | 17 | 1 | 192 | 3 | 192 | 1 | | |
| 陸上貨物運送事業 | 141 | 1 | 13 | | 16 | 1 | 15 | 1 | 185 | 3 | 183 | 1 | 2 | 1.1% |
| 農業、畜産・水産業 | 23 | | 7 | | 6 | | 4 | | 40 | | 18 | | 22 | 122.2% |
| 林業 | 8 | | | | 2 | | 2 | | 12 | | 11 | | 1 | 9.1% |
| 第三次産業 | 309 | 1 | 74 | | 98 | 1 | 48 | | 529 | 2 | 505 | 1 | 24 | 4.8% |
| 商業 | 110 | 1 | 27 | | 31 | 1 | 12 | | 180 | 2 | 161 | 1 | 19 | 11.8% |
| （うち 小売業） | 75 | 1 | 24 | | 27 | 1 | 10 | | 136 | 2 | 117 | | 19 | 16.2% |
| 保健衛生業 | 82 | | 31 | | 33 | | 21 | | 167 | | 139 | | 28 | 20.1% |
| （うち 社会福祉施設） | 51 | | 18 | | 21 | | 14 | | 104 | | 85 | | 19 | 22.4% |
| 接客娯楽業 | 34 | | 4 | | 20 | | 7 | | 65 | | 78 | | -13 | -16.7% |
| （うち 飲食店） | 24 | | 1 | | 6 | | 5 | | 36 | | 36 | | | |
| 合計 | 795 | 6 | 154 | 1 | 205 | 3 | 134 | 3 | 1,288 | 13 | 1,182 | 3 | 106 | 9.0% |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 前年同期 | 734 | 2 | 153 | 1 | 188 | | 107 | | 1182 | 3 | | | | |
| 増減数 | 61 | 4 | 1 | | 17 | 3 | 27 | 3 | 106 | 10 | | | | |
| 増減率 | 8.3% | | 0.7% | | 9.0% | | 25.2% | | 9.0% | | | | | |

（注）労働者死傷病報告（休業４日以上）による。死亡者数は内数。

## 佐賀県内における死亡労働災害の概要

【令和３年】　　令和２年３月末現在

| 番号 | 業種 | 管轄署 | 発生月 | 時間 | 性別 | 年齢 | 事故の型 | 起因物 | 発生状況 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 建設業 | 唐津 | 2月 | 8時台 | 男 | 30歳代 | 墜落・転落 | 建築物、構築物 | 煙突解体工事において、支持用部材の切断作業のために高さ約40mの作業床を移動中、床面の開口部から墜落した。 |
| 2 | 製造業 | 伊万里 | 3月 | 3時台 | 男 | 60歳代 | 激突され | フォークリフト | 木材の廃材を集積する作業を行うため廃材置場を通行していたところ、廃材を搬入しに来たフォークリフトにはねられた。 |

※表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

【令和２年】

| 番号 | 業種 | 管轄署 | 発生月 | 時間 | 性別 | 年齢 | 事故の型 | 起因物 | 発生状況 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 建設業 | 武雄 | 1月 | 9時台 | 男 | 50歳代 | 交通事故(その他) | 鉄道車両 | 線路に近接した水路工事において、現場近くの残土置き場から現場に戻る途中、踏切のない線路を横断しているときに、走行中の鉄道車両にはねられた。 |
| 2 | 運輸交通業 | 伊万里 | 3月 | 13時台 | 男 | 40歳代 | はさまれ、巻き込まれ | トラック | トレーラーでコンテナを輸送中、ブレーキに異常を感じたため道路の路肩に停車し、車外で復旧作業をしていた。<br>その後、トレーラーの牽引台車右側後輪にうつ伏せの状態で挟まれているところを通行人に発見された。 |
| 3 | 製造業 | 伊万里 | 3月 | 9時台 | 男 | 50歳代 | 墜落・転落 | トラック | おが粉をトラック(2.6t)に積載中、荷台上でおが粉を均していたとき、荷台から３．１m下の床面に墜落した。 |
| 4 | 製造業 | 伊万里 | 3月 | 13時台 | 男 | 10歳代 | はさまれ、巻き込まれ | トラック | 仮設の鉄骨構造物を移動するため、当該構造物の下に搬送台車を移動中、誘導者が構造物の梁と搬送台車の間に頭部を挟まれた。 |
| 5 | 建設業 | 唐津 | 4月 | 9時台 | 男 | 70歳代 | 墜落・転落 | 掘削用機械 | 機体重量２．５６ｔのドラグ・ショベルを用いて、工事用通路に仮設していた養生鉄板の撤去作業中、養生鉄板（重量約500kg）をつり上げ旋回したところ、深さ約４mの沈砂池にドラグ・ショベルごと転落した。 |
| 6 | 製造業 | 佐賀 | 4月 | 10時台 | 男 | 50歳代 | 激突 | 食品加工用機械 | 製造ラインで作業中、成型機のガードで脛を打ち、出血した。<br>その後、負傷部位から細菌感染し、敗血症を発症した。（５日後に死亡。） |
| 7 | 商業 | 武雄 | 7月 | 18時台 | 男 | 60歳代 | おぼれ | 水 | 清掃作業中に行方不明となり、翌日事業場と隣接する水路に浮かんでいる被災者が発見された。 |
| 8 | 商業 | 佐賀 | 7月 | 14時台 | 男 | 60歳代 | 墜落・転落 | 作業床 | バックヤードから不要な梱包資材の入った段ボールを屋外に移動する作業中、後ろ向きに引きずっていたところ、プラットホームに出たところで手が滑り抜け、プラットホーム上に転倒し、そのまま後ろ向きに転落した。　プラットホームの高さは約６０cmであった。 |
| 9 | 建設業 | 佐賀 | 9月 | 9時台 | 男 | 30歳代 | 墜落・転落 | 足場 | 建売木造住宅の建設現場において、地上4.8mの足場上で２階の外装板の取り付け作業中、躯体と足場の間（約35cm）から墜落した。（10日後に死亡。） |
| 10 | 貨物取扱業 | 佐賀 | 11月 | 18時台 | 男 | 60歳代 | 激突 | フォークリフト | リーチ式フォークリフトで後進中、フォークを上げた状態であったため、マスト部分が上部の構造物に接触し、反動で運転台から進行方向に転落した。 |
| 11 | 製造業 | 佐賀 | 11月 | 9時台 | 男 | 50歳代 | はさまれ、巻き込まれ | その他の一般動力機械 | 古紙の圧縮成形機のホッパー投入口に詰まった古紙を取り除くため、点検扉から機械（ホッパー）内に上半身を乗り入れ、詰まりを解消させていたところ、圧縮成形機内のダンパーが作動し、ホッパーとの間に挟まれた。 |
| 12 | 建設業 | 佐賀 | 12月 | １５時台 | 男 | 30歳代 | 墜落・転落 | はしご等 | 用水路に隣接する植木の剪定作業中、用水路内に倒れているところを発見された。<br>被災者の側には脚立が立てかけられていた。 |
| 13 | 運輸交通業 | 武雄 | 12月 | 5時台 | 男 | 40歳代 | 交通事故 | トラック | 被災者は、トラックで降雪の高速道路を走行中、多重衝突による交通事故により死亡した。<br>当該災害は、車両10台が絡む事故で、被災者のトラックを含む７台が炎上した。<br>事故発生時は冬用タイヤ装着規制が敷かれ、路面が凍結していた。 |

# 労働災害防止のために

**～労働者の安全と健康の確保は事業者の責務です！～**

労働災害を防止するためには労働安全衛生関係の法令を守り、また、事業者及び労働者が災害防止の活動に積極的に取り組むようにし、危険に対する認識や安全衛生意識を高めることが重要です。

労働災害を防止するための安全衛生の取り組みについて自主点検を行い、未実施の事項等、取り組みの不備が見られる項目については早期の改善を図りましょう。

## 安 全 衛 生 自 主 点 検 表　（例）

| | 内　　容 | チェック欄 |
|---|---|---|
| 1 | 経営トップによる安全衛生方針の決意表明をしていますか。 | □いる　□いない |
| 2 | ①　安全衛生計画を策定していますか。 | □いる　□いない |
| | ②　策定に当たっては、経営トップ自ら安全衛生方針を示していますか。 | □いる　□いない |
| | ③　安全衛生の教育が計画に含まれていますか。 | □いる　□いない |
| 3 | 〔この項目は、常時５０人以上の労働者を使用されている事業場に関係する事項です〕 | |
| | ①　安全管理者、衛生管理者、産業医を選任していますか。<br>※１　労働安全衛生法施行令第３条に定める業種の事業場は「安全管理者」の選任が必要です。<br>※２　「衛生管理者」と「産業医」は全ての業種の事業場で選任が必要です。 | □いる　□いない |
| | ②　安全管理者・衛生管理者は、毎月作業場を巡視し、必要な改善を行っていますか。 | □いる　□いない |
| | ③　安全委員会・衛生委員会は毎月開催していますか。<br>※１　労働安全衛生法施行令第８条に定める業種及び規模の事業場は「安全委員会」の設置が必要です。<br>※２　「衛生委員会」は全ての業種の事業場で設置が必要です。<br>※３　「安全委員会」及び「衛生委員会」の設置に代えて「安全衛生委員会」を設置することができます。 | □いる　□いない |
| 4 | 〔この項目は、常時１０人以上５０人未満の労働者を使用されている事業場に関係する事項です〕 | |
| | 安全衛生推進者又は衛生推進者を選任していますか。 | □いる　□いない |
| 5 | ①　機械装置や保護具等について責任者により定期的に点検を行っていますか。 | □いる　□いない |
| | ②　点検結果により、装置等の必要な改善等を行っていますか。 | □いる　□いない |
| 6 | ①　安全衛生規程や安全衛生委員会規程を策定していますか。 | □いる　□いない |
| | ②　規定を労働者に周知していますか。 | □いる　□いない |
| 7 | ①　リスクアセスメント、チームミーティング、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット活動、 職場の整理・整頓・清掃・清潔(４S 活動)等を実施していますか。 | □いる　□いない |
| | ②　労働者の意見を聴取し安全衛生対策を講じていますか。 | □いる　□いない |
| 8 | ①　作業手順書の策定・見直し等を行っていますか。 | □いる　□いない |
| | ②　手順書は、作業者に周知(遵守)していますか。 | □いる　□いない |
| 9 | ①　労働者を雇入れた時又は作業内容を変更した時に安全衛生教育を行っていますか。 | □いる　□いない |
| | ②　新たに職長等（作業中の労働者を直接指揮又は監督する者）になる者に職長等の教育を行っていますか。 | □いる　□いない |
| | ③　危険又は有害な業務に労働者を就かせるときに当該業務に関する特別の教育を行っていますか。<br>※　「危険又は有害な業務」には労働安全衛生規則第３６条に定めるもの等があります。 | □いる　□いない |
| 10 | 就業制限に係る業務には、免許所持者、技能講習修了者を就かせていますか。 | □いる　□いない |

【工業的業種の例】

# 年間安全衛生計画書 （令和○○年度）

事業場名　　○○○○株式会社　○○工場

| | |
|---|---|
| 安全衛生方針 | リスクアセスメントを導入して機械、設備の安全対策を推進するとともに、「安全はすべてに優先する」を行動で示し,危険を察知して「危険な作業は絶対にしない・させない」の実践定着を図る。 |
| 目　　標 | 安全衛生委員会の活性化を図るとともに、作業主任者の職務励行を徹底する。<br>機械設備の作業前点検の実施率１００％<br>定期健康診断の受診率１００％以上<br>メンタル不調者による休業を発生させない。<br>リスクアセスメント、２０カ所以上の実施<br>第１工場原料攪拌機の蓋板にインターロックを取付ける。 |

| 重点実施事項 | 実　施　内　容 | 活動日程（実施月） | | | | | | | | | | | | 担　当 | 評　価 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | | | |
| 安全衛生管理体制の確立 | 安全衛生委員会の開催 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 安全衛生係 | | 安全衛生委員会規程に基づき実施 |
| | 安全衛生職場会議の開催 | ◎ | | | | ○ | | | | ○ | | | | 安全衛生係 | | ◎計画策定<br>○週間中に開催 |
| | 各作業主任者の選任と職務遂行状況の確認 | | | ○ | | | ○ | | | ○ | | | | 安全管理者 | | |
| | 安全衛生計画実施事項の調整 | ○ | | | ○ | | | ○ | | | ○ | | | 安全衛生係 | | 安全衛生計画の実施状況を確認し、必要に応じ改善する。 |
| | 安全･衛生啓蒙ポスターの掲示等 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | | 安全衛生係 | | |
| 職場の安全衛生と作業環境の確保 | 安全衛生朝礼の実施 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 安全衛生係 | | ◎は社長が出席<br>○は工場長が毎月1回開催 |
| | 職場の安全衛生巡視 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 安全衛生係 | | ◎社長によるパト<br>○職場安全衛生委員パト |
| | 保護具使用の励行 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 職長 | | 各作業者、職長がチェック |
| | ４Ｓ活動の励行 | ○ | | | ○ | | | ○ | | | ○ | | | 工場長 | | ○工場長による随時点検 |
| | 治具･工具の選択活用 | | | ○ | | | ○ | | | ○ | | | ○ | 工場長 | | ○工場長による随時点検 |
| | 機械、安全装置の作業安全点検の励行 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 職長 | | 各作業者が職長に報告 |
| | フォークリフト特定･月例点検 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 機械班 | | 業者委託<br>◎特定自主検査 |
| | 救急用具、常備薬品の確認 | | | ○ | | | ○ | | | ○ | | | ○ | 厚生係 | | |
| | 作業環境測定等（有機･粉じん） | | ○ | | | | | | | ○ | | | | 衛生管理者 | | 測定機関委託・衛生管理者同行 |
| 健　康　管　理 | 定期･特殊健康診断の実施 | | ○ | ◎ | | | | | ○ | ◎ | | | | 厚生係 | | ○定期健診　◎特殊健診 |
| | メンタルヘルス対策 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ○<br>※ | ◎<br>※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | 厚生係等産業医 | | ○管理者研修　◎職員研修<br>※相談窓口、職場復帰支援等 |
| | （ストレスチェックの実施） | | | | | | | | ○ | ◎ | | | | 厚生係等産業医 | | 希望者には面接指導の実施 |
| | 職場リクレーションの実施 | | | | | | | | ○ | | | | | 厚生係 | | |
| 安全衛生教育の実施 | 雇入れ、作業内容変更に伴う安全衛生教育の実施 | ○ | | | | | | | | | | | | 人事課 | | 該当者にその都度実施 |
| | 職長教育 | | | | ○ | | | | | | | | | 人事課 | | 新たに職長になった者対象 |
| | 法定資格の確保（各種免許、技能講習等） | | | | | | ○ | | | | ◎ | | | 人事課 | | ○フォークリフト<br>◎有機溶剤作業主任者 |
| | 危険予知訓練の実施 | | | | | | | ○ | | | | | | 工場長 | | 各職場グループ |
| リスクアセスメント | 労働災害の原因調査 | ○ | | | | ○ | | | | ○ | | | | 安全衛生係 | | |
| | ヒヤリ・ハット事例の収集 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 安全衛生係 | | ヒヤリ・ハット提案書により実施 |
| | リスクアセスメントの実施 | ○ | | | | ○ | | | | ○ | | | | 安全衛生係 | | 新規に機械導入時は随時実施 |
| | 第１工場原料攪拌機の蓋板にインターロックを取付ける | | ○ | | | | | | | | | | | 工場長 | | 前年のリスクアセスメントの結果、改善が必要な項目（緊急性の高いものは直ちに改善すること） |
| その他の推進事項 | 全国安全週間準備期間（6/1～6/30） | | | ○ | | | | | | | | | | 安全衛生係 | | 立て看板･ポスター掲示<br>安全･衛生標語の募集<br>各作業員への意識付け<br>安全･衛生総点検<br>体力測定 |
| | 全国労働衛生週間準備期間（9/1～9/30） | | | | | | ○ | | | | | | | | | |
| | 安全衛生大会の開催 | | | | | | | ○ | | | | | | 安全衛生係 | | 社長の職場パトロール,優良職場表彰 |
| | 緊急事態への対応　　（１４条関係） | ○ | | | | | | | | | | | | 安全衛生係 | | 新入社員を中心に実施する。 |
| | （避難訓練の実施） | | | | | | | | ○ | | | | ○ | 防火管理者 | | 各職場ごとに実施する。 |
| | 火災予防運動 | | | | | | | | ○ | | | | ○ | 防火管理者 | | 消火器の点検<br>火の元点検強化 |
| | 交通安全運動への参加 | ○ | | | | | ○ | | | | | | | 安全衛生係 | | 講習会日程を確認<br>立て看板掲示 |

【定例活動】
・安全衛生委員会：毎月第1水曜日15時～
・職場パトロール：安全衛生委員会開催直前に実施。
・ヒヤリハット提案の検討会：安全衛生委員会で審議

# 事業場の安全衛生管理体制

| 管理者名 | 選任対象事業場 | 選任に関する資格要件 | 業務の内容 |
|---|---|---|---|
| 総括安全衛生管理者 | ・別表のⅠの業種で常時100人以上の労働者を使用する事業場<br>・別表のⅡの業種で常時300人以上の労働者を使用する事業場<br>・別表のⅢの業種で常時1000人以上の労働者を使用する事業場 | ※　当該事業場において、その事業の実施を実質的に統括管理する権限及び責任を有する者（工場長など） | (1) 安全管理者、衛生管理者等を指揮するとともに、次の業務を統括管理すること<br>① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置<br>② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施<br>③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置<br>④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策<br>⑤ 安全衛生に関する方針の表明<br>⑥ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置<br>⑦ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善 |
| 安全管理者 | ・別表Ⅰ、Ⅱの業種で常時50人以上の労働者を使用する事業場 | ① 大学、高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業後2年以上、又は高等学校における理科系統の正規の学科を修めて卒業後4年以上、産業安全の実務に従事した経験を有し、かつ労働安全衛生規則第5条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を修了した者<br>② 理科系統以外の卒業者にあっては、大学卒業後4年以上、高等学校卒業後6年以上、産業安全の実務に従事した経験を有し、かつ労働安全衛生規則第5条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を修了した者<br>③ 労働安全コンサルタント | (1) 作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは直ちに、その危険を防止するための必要な措置を講じること<br>(2) 次の事項を管理すること<br>① 建設物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止の措置<br>② 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検及び整備<br>③ 作業の安全についての教育及び訓練<br>④ 発生した災害原因の調査及び対策の検討<br>⑤ 消防及び避難の訓練<br>⑥ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督<br>⑦ 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録<br>⑧ 他の事業場の労働者を混在して作業を行う場合における安全に関し、必要な措置 |
| 衛生管理者 | ・常時50人以上の労働者を使用する事業場<br><br>※1<br>衛生管理者の選任を要する事業場の業種区分のうち、<br>農業<br>畜産業<br>水産業<br>の各業種は、右欄(1)に該当する業種となります | (1) 工業的業種（別表Ⅰ、Ⅱの業種(通信業とⅡの枠で囲った業種を除く)と医療業務）≪左欄※1参照≫<br>① 第1種衛生管理者免許(従来の衛生管理者免許を含む)者<br>② 衛生工学衛生管理者免許者<br>③ 労働衛生コンサルタント<br>④ 医師など<br>(2) 非工業的業種(前記(1)以外の業種)<br>① 第1種衛生管理者免許(従来の衛生管理者免許を含む)者<br>② 第2種衛生管理者免許者<br>③ 衛生工学衛生管理者免許者<br>④ 労働衛生コンサルタント<br>⑤ 医師など | (1) 少なくとも毎週1回作業場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じること<br>(2) 次の事項を管理すること<br>① 健康に異常のある者の発見及び処置<br>② 作業環境の衛生上の調査<br>③ 作業条件、施設等の衛生上の改善<br>④ 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備<br>⑤ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項<br>⑥ 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成<br>⑦ 他の事業場の労働者と混在して作業を行う場合における衛生に関し、必要な措置<br>⑧ 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備 |
| 産業医 | ・常時50人以上の労働者を使用する事業場 | ※　医師であって、次のいずれかの要件を備えた者<br>① 厚生労働大臣が定める研修(日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座)の修了者<br>② 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生の者<br>③ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は常勤講師の経験のある者<br>④ 平成10年9月末時点において、産業医としての経験が3年以上である者（経過措置）<br><br>注）平成29年4月1日より法人の代表者等を産業医として選任することは禁止になりました。<br>【法人の代表者等とは】<br>①法人の代表者又は事業経営主<br>例：代表取締役　理事長<br>②事業場においてその事業の実施を統括管理する者<br>例：病院又は診療所の院長 | (1) 少なくとも毎月1回作業場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じること<br>(2) 次の事項を管理すること<br>① 健康診断の実施及び長時間労働者に係る面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置<br>② ストレスチェックの実施並びに高ストレス者に係る面接指導の実施及びこれらの結果に基づく労働者への健康を保持するための措置<br>③ 作業環境の維持管理<br>④ 作業の管理<br>⑤ 労働者の健康管理<br>⑥ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置<br>⑦ 衛生教育<br>⑧ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置<br>(3) 勧告等<br>労働者の健康を確保するため事業者に勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の内容について、事業者の意見を求める<br>また、労働者の健康障害の防止に関して、総括安全衛生管理者に対する勧告又は衛生管理者に対する指導、助言 |
| 安全衛生推進者<br>※別表Ⅰ・Ⅱの業種<br><br>衛生推進者<br>※別表Ⅲの業種 | ・常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場 | ① 大学、高等専門学校を卒業後、1年以上、安全衛生の実務に従事した経験<br>② 高等学校を卒業後、3年以上、安全衛生の実務に従事した経験<br>③ 5年以上、安全衛生の実務に従事した経験<br>④ 安全衛生推進者等養成講習修了者 | ① 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な事項<br>② 作業環境の点検(作業環境測定を含む)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置<br>③ 健康診断及び健康の保持増進のための措置<br>④ 安全衛生教育<br>⑤ 異常の事態における応急措置<br>⑥ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策<br>⑦ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成 |

# 安全･衛生委員会の整備

安全･衛生委員会設置の目的

労働災害防止の取り組みは労使一体となって行う必要があります。そのためには、安全委員会や衛生委員会において、労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策（労働災害の原因及び再発防止対策等）などの重要事項について十分な調査審議を行う必要があります。

| 名称 | 対象事業場 | 安全委員会･衛生委員会の構成 | 安全委員会･衛生委員会の審議事項 |
|---|---|---|---|
| 安全委員会 | ・常時50人以上の労働者を使用する事業場で次の業種に該当するもの<br>林業、鉱業、建設業、製造業の一部業種(木材･木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業)、運送業の一部業種(道路貨物運送業、港湾運送業)、自動車整備業、機械修理業、清掃業<br>・常時100人以上の労働者を使用する事業場で次の業種に該当するもの<br>製造業のうち上記以外の業種、運送業のうち上記以外の業種、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業･小売業、家具･建具･じゅう器等卸売業･小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業 | 安全委員会は次の委員により構成する<br>① 総括安全衛生管理者若しくはこれに準ずるもののうちから事業者が指名した者<br>② 安全管理者のうちから事業者が指名した者<br>③ 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者<br>※ なお、①の委員を議長とし、それ以外の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合があるときには、その労働組合(ない場合は労働者の過半数を代表とする者)の推薦に基づき指名する。 | (1) 安全（衛生）委員会は毎月1回以上開催し、次の事項を調査審議する<br>① 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策<br>② 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策<br>③ 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策<br>④ 労働災害の原因及び再発防止対策<br>⑤ 安全･衛生に関する規程の作成<br>⑥ 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置<br>⑦ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善<br>⑧ 安全･衛生教育の実施計画の作成<br>⑨ 法第57条の3第1項及び第57条の4第1項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立<br>⑩ 法第65条第1項又は第5項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立<br>⑪ 定期に行われる健康診断、法第66条第4項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、法第66条の2の自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置結果並びにその結果に対する対策の樹立<br>⑫ 労働者の健康保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成<br>⑬ 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立<br>⑭ 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立<br>⑮ 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官、産業安全専門官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項<br>(2) 安全（衛生）委員会における議事の概要を関係労働者に周知する<br>(3) 安全（衛生）委員会の開催の都度、これらの委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容のほか、議事で重要なものに係る記録を作成し、これを3年間保存する<br>(4) 産業医は安全（衛生）委員会に対して労働者の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めること |
| 衛生委員会 | 業種にかかわりなく、常時50人以上の労働者を使用する事業場(全業種) | 衛生委員会は次の委員により構成する<br>① 総括安全衛生管理者若しくはこれに準ずるもののうちから事業者が指名した者<br>② 衛生管理者のうちから事業者が指名した者<br>③ 産業医のうちから事業者が指名した者<br>④ 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者<br>※ なお、①の委員を議長とし、それ以外の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合があるときには、その労働組合(ない場合は労働者の過半数を代表とする者)の推薦に基づき指名する。また、作業環境測定士を委員会の委員に指名することもできる | |
| 安全衛生委員会 | 安全委員会及び衛生委員会の両方を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することもできる | 安全衛生委員会は次の委員により構成する<br>① 総括安全衛生管理者若しくはこれに準ずるもののうちから事業者が指名した者<br>② 安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者<br>③ 産業医のうちから事業者が指名した者<br>④ 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者<br>⑤ 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者<br>※ なお、①の委員を議長とし、それ以外の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合があるときには、その労働組合(ない場合は労働者の過半数を代表とする者)の推薦に基づき指名する。また、作業環境測定士を委員会の委員に指名することもできる | |

## ☆ 安全（衛生）委員会を設けるべき事業者以外の事業者が講ずべき措置

常時使用労働者数が50人未満の事業場など、安全（衛生）委員会を設けるべき事業場以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会（職場懇談会等）を設けること

安全（衛生）委員会の活性化のために

○事業場の安全衛生基本方針を明確に打ち出し、安全衛生委員会の役割、機能を明確に位置づける。
○事業主の安全衛生への取り組み姿勢を明らかにする。
○委員の任命にあたり、辞令交付･社内周知を行い、委員に自覚と誇りを持たせるとともに、周囲の理解を高め、活動をやり易くする。
○委員会への出席を高めるため、定例開催の日時等を工夫する。
○委員の発言を促すためにも委員会資料を事前に配布し、委員には事前準備を要請する。
○委員会の審議結果は職場に速やかに伝達し、積極的な対応を図る。
○前回の委員会での審議結果への対応について必ず報告する。また、継続審議事項については放置せず結論を得るまで十分に審議を行う。

# 事業場規模別･業種別安全衛生管理組織の概要

［別表］

| 業種 ＼ 規模（人） | I<br>林業<br>鉱業<br>建設業<br>運送業<br>清掃業 | II<br>製造業（物の加工業を含む）<br>通信業<br>電気業<br>ガス業<br>水道業<br>熱供給業<br>自動車整備業<br>機械修理業<br>各種商品卸売業<br>じゅう器等卸売業<br>家具・建具・各種商品小売業<br>燃料小売業<br>旅館業<br>ゴルフ場業 | III<br>その他の業種 |
|---|---|---|---|
| 1，000～ | 安衛<br>事業者<br>選任<br>総括安全衛生管理者<br>（安衛法第10条）<br>指揮<br>安全管理者（安衛法11条）<br>衛生管理者（安衛法12条）<br>産業医（安衛法13条） | 安衛<br>事業者<br>選任<br>総括安全衛生管理者<br>指揮<br>安全管理者<br>衛生管理者<br>産業医 | 衛<br>事業者<br>選任<br>総括安全衛生管理者<br>衛生管理者<br>産業医 |
| 300～999 | | | 衛<br>事業者<br>選任<br>衛生管理者<br>産業医 |
| 100～299 | | 安衛<br>事業者 | |
| 50～99 | 安衛<br>事業者<br>選任<br>安全管理者<br>衛生管理者<br>産業医 | 衛<br>事業者<br>安全管理者<br>衛生管理者<br>産業医<br>ただし、製造業のうち木材･木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送機械器具製造業、自動車整備業、機械修理業については安全衛生委員会の設置が必要 | |
| 10～49 | 事業者<br>選任<br>安全衛生推進者<br>（安衛法12条の2） | 事業者<br>選任<br>安全衛生推進者 | 事業者<br>選任<br>※<br>衛生推進者 |
| 1～9 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |

安衛：安全衛生委員会の設置義務事業場

衛：衛生委員会の設置義務事業場

※安全衛生推進者の選任義務のない業種であっても、安全管理体制の充実や労働災害防止活動の実効性を高めるため、安全の担当者（安全推進者）を選任することが望ましい。（平成26年3月28日付け基発0328第6号）

# ＳＴＯＰ！転倒災害

## 転倒災害の特徴

**特徴１** **転倒災害は最も多い労働災害！**

転倒による労働災害は最も多く（全体の約25％）発生しています。

**特徴２** **特に高年齢者で多く発生！**

高年齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の約３倍リスクが増加します。

**特徴３** **休業１か月以上が約6割！**

転倒災害による休業期間は約６割が１か月以上となっています。

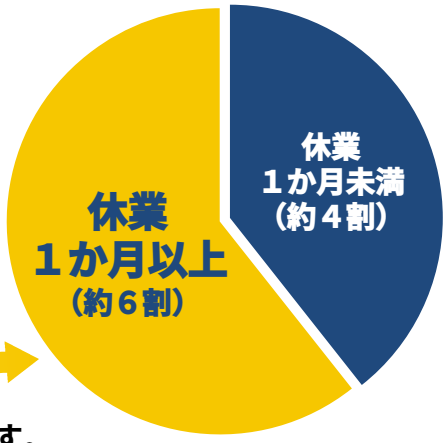


「平成27年転倒災害による休業期間の割合」　労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成

## 転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく３種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

| 滑り | つまずき | 踏み外し |
|---|---|---|
| 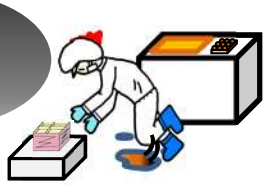 | | |
| ＜主な原因＞<br>・床が滑りやすい素材である。<br>・床に水や油が飛散している。<br>・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 | ＜主な原因＞<br>・床の凹凸や段差がある。<br>・床に荷物や商品などが放置されている。 | ＜主な原因＞<br>・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。 |

## あなたの職場は大丈夫？

## 転倒の危険をチェックしてみましょう

【転倒災害防止のためのチェックシート】

| | チェック項目 | ☑ |
|---|---|---|
| 1 | 通路、階段、出口に物を放置していませんか | |
| 2 | 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか | |
| 3 | 安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか | |
| 4 | 転倒を予防するための教育を行っていますか | |
| 5 | 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいますか | |
| 6 | ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか | |
| 7 | 段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか | |
| 8 | ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか | |
| 9 | ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか | |

厚生労働省では「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック！

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

STOP！ 転倒　検索

# リスクアセスメントのあらまし

リスクアセスメントとは、**「危険性や有害性を調査特定し、その対策を実施する」**ことです。

## リスクアセスメントの目的

**労働災害が発生しそうな危険なところを前もって全般的に洗い出します。事前にどれくらい危ないかを体系的に評価し、その評価の大きさに従ってきちんと対策を実施することです。**

## リスクアセスメントの手順

**ステップ1** 危険性または有害性の特定

↓

**ステップ2** 特定された危険性または有害性によるリスクの見積り

↓

**ステップ3** リスクの見積りに基づくリスク低減措置の内容の検討

↓

**ステップ4** リスク低減措置の実施

↓

**ステップ5** リスクアセスメント結果の労働者への周知

# リスクアセスメント評価実施記録表

〔作業手順を基にしたリスクアセスメントの参考例〕

リスクアセスメント実施支援システム（作業・業種別にリスクアセスメントの実施を支援するシステム）をご利用される方法もあります。 同システム掲載場所は、厚生労働省HP＞職場のあんぜんサイト＞リスクアセスメント実施支援システムです。
［http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html］

職場のあんぜんサイト　検索

リスクアセスメント実施年月日　令和　○○年　○○月　○○日　　評　価　者　○○、○○、○○

部　署　名　製造2係　　リスクを洗い出した作業　天井クレーンでの製品のトラック積み込み作業

| № | 危険要因の洗い出し | | | | リスク見積り（現状） | | リスク評価（現状） | リスク低減対策 | 対策後のリスク見積り（予測） | | 対策後のリスク評価（予測） | 改善にあたり考慮すべき事項 | 優先順位 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 作業手順 | 危険要因の内容 | 危険源の部位 | 危険要因（リスク）※～するとき、～したので、～になる。 | 可能性 | 重大性 | リスクレベル | | 可能性 | 重大性 | リスクレベル | | |
| 1 | 天井クレーンを製品の上まで移動する。 | 無し | 無し | 無し | | | | | | | | | |
| 2 | 製品にナイロンスリングで玉掛けする。 | 7 | 傷んだﾅｲﾛﾝｽﾘﾝｸﾞ | 製品を吊っている時にナイロンスリングが切断して製品が落下する。 | △ | × | 4 | 使用前にナイロンスリングを点検し、損傷のないことを確認する。 | ○ | × | 3 | ナイロンスリングの許容荷重を超えないようにする。 | 1 |
| | | 8 | 床に置かれた不要な機材 | 玉掛け作業で移動中、床に置かれた不要な機材につまづき転倒する。 | △ | △ | 3 | 作業開始前に、作業場に置かれている不要な機材等を片付ける。 | ○ | ○ | 1 | 日頃から3S（整理・整頓・清掃）の徹底する。 | 2 |
| 3 | 製品を天井クレーンで吊り上げる。 | 6 | バランスを崩した製品 | 玉掛け中に製品がバランスを崩して倒れる。 | △ | × | 4 | 吊上げる際に地切りで一旦停止し、製品の重心を確認する。 | ○ | × | 3 | | |
| 4 | トラックの荷台に製品を移動する。 | 6 | 移動中の製品 | 移動中の製品で人を挟む。 | ○ | △ | 2 | 製品を移動する方向にいる作業者の人払いをしてから製品を移動する。 | ○ | △ | 2 | | |
| 5 | 枕木を敷き、その上に製品を卸す。 | 6 | 下している途中の製品 | 枕木の位置を調整している時に製品を下ろしてしまい手を挟む。 | △ | △ | 3 | 枕木の位置調整の際は吊っている製品の下に手を入れない。 | ○ | △ | 2 | 枕木は製品の幅よりも長いものを用意する。 | |
| 6 | 製品からナイロンスリングを外す。 | 無し | 無し | 無し | | | | | | | | | |

| 危険要因の内容 | 記号 |
|---|---|
| 挟まれ、巻き込まれ | 1 |
| 墜落、転落 | 2 |
| 感電 | 3 |
| 高温物、爆発、ガス | 4 |
| 車両 | 5 |
| 重量物 | 6 |
| 切断 | 7 |
| その他 | 8 |

| 可能性ランク | 記号 |
|---|---|
| かなり起こる（6ヶ月に1回程度） | × |
| たまに起こる（年に1回程度） | △ |
| ほとんど起こらない（5年に1回程度） | ○ |

| 重大性ランク | 記号 |
|---|---|
| きわめて重大　（死亡・障害） | × |
| 重　大　（休業災害） | △ |
| 軽　微　（不休災害） | ○ |

| リスクの見積り | リスクレベル |
|---|---|
| ×× | 5 |
| ×△、△× | 4 |
| ○×、×○、△△ | 3 |
| ○△、△○ | 2 |
| ○○ | 1 |

| リスクレベル | リスク評価 | リスクへの対応 |
|---|---|---|
| 5 | 非常に危険 | 機械や設備の改善、作業方法の変更を直ちに行う |
| 4 | かなり危険 | 機械や設備の改善、作業方法の変更を速やかに行う |
| 3 | 危険 | 機械や設備の改善を計画的に行う |
| 2 | やや危険 | 当面は改善の必要はないが、リスクの管理を継続して行う |
| 1 | 許容可能 | 安全教育のみで、特段の措置は必要ない |

# 職場の安全衛生教育を計画的に実施しよう！

昨年（令和２年）発生した佐賀県内の労働災害のうち、 経験１年以下の被災者が約２割を占めており、 人手不足等により、未経験者や経験の浅い労働者に十分な教育をしないまま現場に送り込んでいるのではないかと推測されるところです。労働安全衛生法では労働者を雇入れ又は作業内容を変更したときは、「雇入れ時等の教育」の実施が事業者に義務付けられています。

また、雇入れ時等の教育を実施する者として、職場で労働者を直接指揮・監督する者（以下「職長等」という。）が重要な役割を果たすこととなりますが、労働安全衛生法に定める職長等の教育を受けないまま現場を任されている職長等もみられるところです。

労働災害を未然に防止するため、また、生産性を向上させるために必要な知識、技能、管理といった現場力を高めるためにも「雇入れ時等の教育」と「職長等の教育」を計画的に実施しましょう。

## 雇入れ時等教育

（労働安全衛生法第５９条、同規則第３５条）

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、遅滞なく、当該労働者に対してその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

**教育事項**

① 機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱方法
② 安全装置、有害物抑制装置・保護具の性能・取扱方法
③ 作業手順
④ 作業開始時の点検
⑤ 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防
⑥ 整理、整頓・清潔の保持
⑦ 事故時等における応急措置・退避
⑧ その他 業務に関する安全・衛生のために必要な事項

■ 次の業種の事業場は①～⑧の全てを実施し、その他の業種の事業場は①～④が省略できます。

林業、鉱業、建設業、運送業　清掃業　製造業（物の加工業を含む）電気業　ガス業、熱供給業水道業、通信業、各種商品卸売業、家具･建具･じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具･建具･じゅう器小売業　燃料小売業、旅館業　ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

■ 雇入れ時の教育は､パートタイマーやアルバイトの短時間の労働者も対象です。

## 職長等の教育

（労働安全衛生法第６０条、同規則第４０条）

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

| 教育事項 | 時間（H） |
|---|---|
| ① 作業手順の定め方<br>② 労働者の適正な配置の方法 | 2.0 |
| ③ 指導及び教育の方法<br>④ 作業中における監督及び指示の方法 | 2.5 |
| ⑤ 危険性又は有害性等の調査の方法<br>⑥ ⑤の調査結果に基づき講ずる措置<br>⑦ 設備、作業等の具体的な改善の方法 | 4.0 |
| ⑧ 異常時における措置<br>⑨ 災害発生時における措置 | 1.5 |
| ⑩ 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法<br>⑪ 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法 | 2.0 |

■ 建設業　製造業（一部除く）電気業　ガス業自動車整備業　機械修理業は、必ず実施しなければならない業種です。

**職長等の教育は、巻末の「令和３年度技能講習・安全衛生教育等実施計画表」をご参照下さい。**

教材等参照
職場のあんぜんプロジェクト

外国人労働者を雇用する事業主のみなさまへ

# 外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は**毎年2,000件を超え、令和元年は一気に約4000人となってています。**

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際などには、**適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。**

## 外国人労働者の労働災害発生状況の推移

休業４日以上の死傷者数（単位：人）

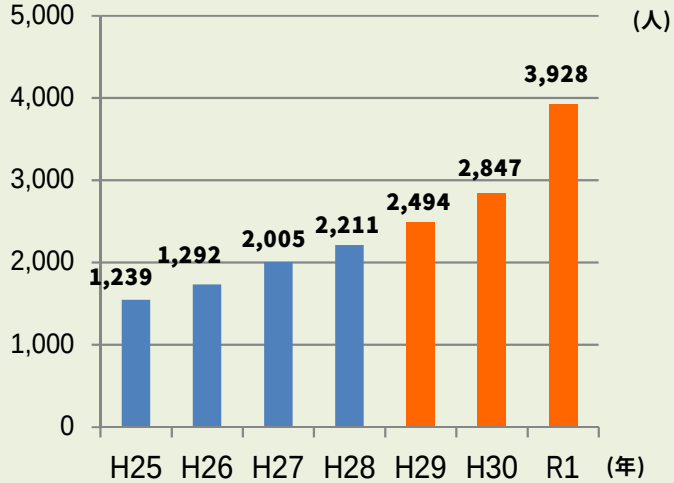


資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

| 外国人労働者のための | 安全衛生教育等自主点検表 | | ☑ |
|---|---|---|---|
| 1 | 安全衛生教育の実施 | 安全衛生教育を実施していますか。<br>（雇入れ時又は作業内容を変更した時など） | □ |
| 2 | 作業手順の理解 | 母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。 | □ |
| 3 | 指示・合図の理解 | 労働災害防止のための指示等を理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。 | □ |
| 4 | 標識・掲示の理解 | 労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。 | □ |
| 5 | 免許・資格の所持 | 免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままで従事させていませんか。 | □ |

## ！労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません。
（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）

＜資料の入手はこちらから＞
外国人労働者の安全衛生対策（言語ごとの視聴覚教材もあります。）
厚生労働省では、引き続き外国語資料を作成していきます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html

# 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要

（エイジフレンドリーガイドライン）

このガイドラインは、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです※。

※　請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

## 背景・現状

- 労働災害による休業４日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。
（平成30年は26.1%）
- 労働者千人当たりの労働災害件数（千人率）では、男女ともに若年層に比べ高年層で相対的に高い。
（25～29歳と比べ65～69歳では男性2.0倍、女性4.9倍）

＜年齢別・男女別の労働災害発生率（千人率）平成30年＞

出典：労働力調査、労働者死傷病報告

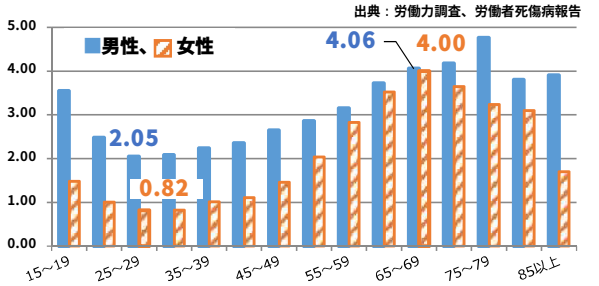


**高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要**

※経済財政運営と改革の基本方針（令和元年６月閣議決定）において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

## 求められる取組

| | |
|---|---|
| 事業者 | 高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じて**、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。** |
| 労働者 | 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、自らの**健康づくりに積極的に取り組むよう努める。** |

### 事業者に求められる取組

（１～５のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む）

1　安全衛生管理体制の確立等
- 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施

2　職場環境の改善
- 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理

3　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 健康診断や体力チェックにより、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握

4　高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む

5　安全衛生教育
- 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
- 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練

### 労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

## 国・関係団体等による支援の活用

（１）中小企業や第三次産業における高年齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
（２）個別事業場に対するコンサルティング等の活用
（３）エイジフレンドリー補助金等の活用
（４）社会的評価を高める仕組みの活用（安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等）
（５）職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

# ストップ・ザ・交通労働災害！

## ～死亡労働災害のトップは「交通事故」～

交通労働災害防止は、運転者個人の自覚が基本ですが、
運転者への事故防止のための対策を講ずることは事業者の責務でもあります。
労使一体となった交通労働災害防止対策を推進しましょう。

1　管理体制を整備して、会社ぐるみで取り組みましょう。
2　無理のない走行計画にしましょう。
3　雇入時教育は確実に、日常教育は運転記録等を活用して行いましょう。
4　健康診断を確実に実施しましょう。
5　荷主・元請事業者の皆さんも協働して取り組みましょう。

## 死亡労働災害の約 1/3 が、「交通事故」！

過去５年間（平成 28 年から令和2年まで）の佐賀県内における交通労働災害（交通事故）による死亡者数（１２人）は、全産業の死亡労働災害（４０人）の約 1/3 を占めており死亡原因の２位となっています。

交通労働災害をなくすため、「交通労働災害防止ガイドライン」で示した対策を講じ、プロドライバーとしての自覚を育てましょう。

佐賀労働局における過去５年間
（平成 28 年～令和２年）の死亡労働災害発生状況

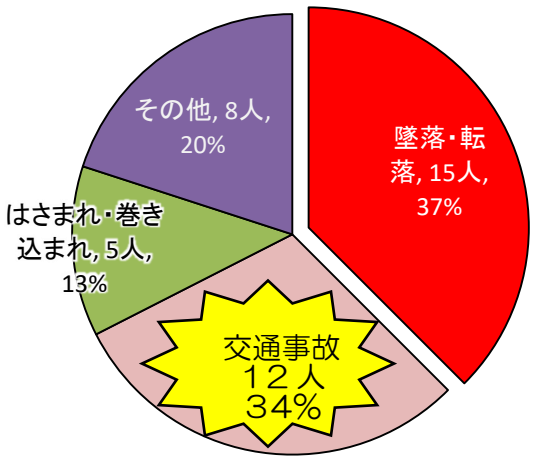


厚生労働省　佐賀労働局・各労働基準監督署

# STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

実施期間:令和３年５月～９月《準備期間4月 重点取組期間7月》

佐賀県内の職場における熱中症の発生状況（労災認定件数等）は下記のグラフのとおりです。
厚生労働省では、労働災害防止団体などとの連携の下、職場における熱中症の予防のため「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。
各事業場においては、事業者、労働者が協力して、熱中症予防への取組を進めましょう！

**熱中症に係る労災認定件数（人数）の推移**

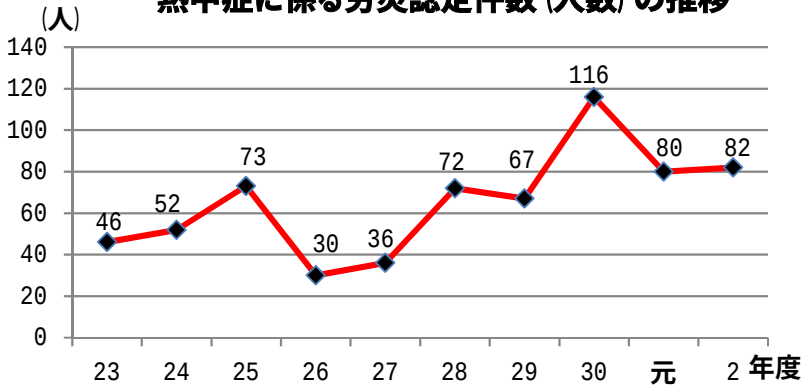


**屋外・屋内別発生状況（令和２年度）**

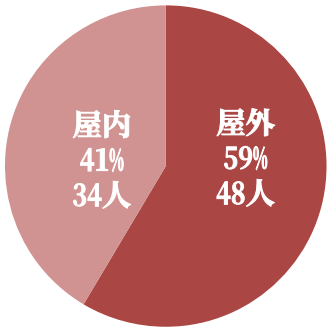


**事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。**
**確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう！**

## 準備期間（４月１日～４月30日）

| | | |
|---|---|---|
| □ | 暑さ指数（WBGT値）の把握の準備 | JIS 規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。 |
| □ | 作業計画の策定等 | 暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。 |
| □ | 設備対策・休憩場所の確保の検討 | 簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備や、ミストシャワーなどの設置により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 |
| □ | 服装等の検討 | 通気性の良い作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服(クールベスト)の着用も検討しましょう。 |
| □ | 教育研修の実施 | 熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。 |
| □ | 労働衛生管理体制の確立 | 衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。 |
| □ | 緊急時の措置の確認 | 体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 |

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会
【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

## キャンペーン期間（５月１日～９月30日）

**STEP 1**

### □ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。

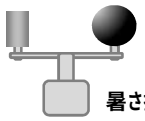

暑さ指数計の例

**STEP 2**

### 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

| | | |
|---|---|---|
| □ | 暑さ指数を下げるための設備の設置 | 準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。 |
| □ | 休憩場所の整備 | |
| □ | 涼しい服装など | |
| □ | 作業時間の短縮 | 暑さ指数が高いときは、**単独作業を控え**、暑さ指数に応じて**作業の中止、こまめに休憩をとる**などの工夫をしましょう。 |
| □ | 熱への順化 | 暑さに慣れるまでの間は**十分に休憩を取り、１週間程度かけて徐々に身体を慣らし**ましょう。 |
| □ | 水分・塩分の摂取 | のどが渇いていなくても**定期的に水分・塩分**を取りましょう。 |
| □ | 健康診断結果に基づく措置 | **①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢**などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。 |
| □ | **日常の健康管理など** | 前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。 |
| □ | 労働者の健康状態の確認 | 作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。 |

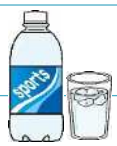

**STEP 3**

### 熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- □ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- □ 各労働者が暑さに慣れているか
- □ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- □ 各労働者の体調は問題ないか
- □ 作業の中止や中断をさせなくてよいか

### □ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- **一旦作業を離れる**
- **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

## 重点取組期間（７月１日～７月31日）

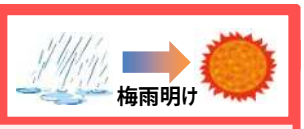


- □ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- □ **特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。**
- □ **水分、塩分を積極的に取りましょう。**
- □ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- □ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- □ **少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。**

事業主の皆さまへ

# 労働基準監督署への報告書類（安全衛生関係）は、インターネット上で作成できるようになりました

厚生労働省は**「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」**を開始しました。

このサービスでは、以下６つの「労働安全衛生関係の届出・申請等」について、労働基準監督署へ提出する書面（※１）を作成する際に、**誤入力・書類の添付忘れを防ぎ、**過去の保存データ（※２）を用いて**共通部分の入力を簡素化**します。事前申請や登録は不要ですので、ぜひご利用ください。

**Webブラウザ要件**
- Internet Explorer
- Microsoft Edge
- Firefox
- Chrome

**OS要件**
- Windows10
- Windows8.1

## 対応している届け出・申請

- 労働者死傷病報告（休業４日以上）
- 定期健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（ストレスチェック）
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告書

※１：このサービスは、申請や届け出をオンライン化するものではありません。
作成した帳票は、**必ず印刷し、所轄の労働基準監督署へのご提出をお願いします。**

※２：このサービスで入力された情報は、インターネット上には保存されません。
次回以降に活用される場合は、ご自身のパソコンに保存ください。

□ 入力支援サービスへのアクセス方法はこちら □

- 検索窓口から **安全衛生　入力支援** と入力
- https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/ を直接入力

＜お問い合わせ先＞

操作に関すること：労働基準局労災保険業務課　03-3920-3311（内線329）

帳票の取扱いに関すること：労働基準局安全衛生部　03-5253-1111（内線5482、5498）